

平成 16 年 9 月 10 日

各 位

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ
株式会社 UFJ ホールディングス
株 式 会 社 U F J 銀 行

三菱東京フィナンシャル・グループによる UFJ グループへの
資本増強への協力について

株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{くるやなぎのぶお} 畔柳信雄）並びに株式会社 UFJ ホールディングス（取締役社長 ^{たまこしりょうすけ} 玉越良介）およびその子会社である株式会社 UFJ 銀行（頭取 ^{おきはらたかむね} 沖原隆宗）は、平成 16 年 8 月 11 日に発表した三菱東京フィナンシャル・グループによる UFJ グループへの資本増強への協力についての基本合意に基づき、払込総額を 7,000 億円として、UFJ 銀行が優先株式を発行し、三菱東京フィナンシャル・グループがこれを引き受けることに合意いたしました。

この資本増強は、平成 16 年 8 月 12 日に発表した、両グループの経営統合に関する基本合意における合意事項の一つであり、両グループの経営統合を前提として、その趣旨を実現し、その効果を最大化することを目指して実施するものです。

UFJ 銀行は、本日開催の取締役会において、優先株式の発行について別紙のとおり決議いたしております。また、三菱東京フィナンシャル・グループも、本日開催の取締役会において、当該優先株式を引き受けることを決議いたしております。

以 上

この文書は、株式会社 UFJ 銀行の第三者割当増資に関する事実を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。

・発行する株式の概要

1. 株式の種類

株式会社UFJ銀行第一回戊種優先株式(以下「第一回戊種優先株式」という。)

2. 発行数

3,500,000,000株

3. 発行価額及び資本組入額

(1)発行価額

1株につき200円

(2)資本組入額

1株につき100円

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額

(1)発行価額の総額

7,000億円

(2)資本組入額の総額

3,500億円

5. 申込期日

平成16年9月29日(水曜日)

6. 払込期日

平成16年9月29日(水曜日)

7. 配当起算日

上記6.に定める払込期日の翌日

8. 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社三菱東京フィナンシャル・グループに対して全株式を割り当てる。

9. 第一回戊種優先株式の内容に関する事項

(1)優先配当金

(イ)利益配当を行うときは、第一回戊種優先株式を有する株主(以下「第一回戊種優先株主」という。)又は第一回戊種優先株式の登録質権者(以下「第一回戊種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第一回

戊種優先株式 1 株につき 14 円の利益配当金(以下「第一回戊種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該 3 月 31 日に終了する営業年度において下記(2)に定める第一回戊種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。なお、払込期日の翌日から平成 17 年 3 月 31 日までの第一回戊種優先配当金は 1 株につき 7 円とする。

(ロ) 非累積条項

ある営業年度において第一回戊種優先株主又は第一回戊種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第一回戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

第一回戊種優先株主又は第一回戊種優先登録質権者に対し第一回戊種優先配当金を超えて配当は行わない。

(2)優先中間配当金

中間配当を行うときは、第一回戊種優先株主又は第一回戊種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第一回戊種優先株式 1 株につき第一回戊種優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭(以下「第一回戊種優先中間配当金」という。)を支払う。

(3)残余財産の分配

(イ) 残余財産分配

残余財産を分配するときは、第一回戊種優先株主又は第一回戊種優先登録質権者に対し、第一回戊種優先株式 1 株につき 200 円を普通株主又は普通登録質権者に先立って支払う。

(ロ) 非参加条項

第一回戊種優先株主又は第一回戊種優先登録質権者に対しては、上記(イ)のほか残余財産の分配は行わない。

(4)買受・消却

いつでも、第一回戊種優先株式を買受け、これを消却することができる。かかる第一回戊種優先株式の買受け又は消却は、第一回戊種優先株式についてのみ、又は他の一又は複数の種類の株式とともに行うことができる。

(5)議決権

第一回戊種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、第 5 期営業年度及びその後の各営業年度にかかる定時株主総会において、第一回戊種優先株主が第一回戊種優先配当金全額の配当を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会のときから、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結のときから、第一回戊種優先株主が第一回戊種優先配当金全額の配当を受ける旨の決議がなされる定時株主総会の終結のときまで、第一回戊種優先株主は議決権を有する。

(6)種類株主総会決議事項

次の各号の事項につき、法令又は定款により要求される株主総会又は取締役会によ

る決議のほか、第一回戊種優先株主の種類株主総会の決議をも要する。

定款の変更

合併、株式交換、株式移転、会社分割又は営業の譲渡もしくは譲受

最終の監査済みの貸借対照表上の純資産の5%以上の財産の処分又は譲受

株式の発行(優先株式の転換による株式を発行する場合を除く)、新株予約権の

発行又は新株予約権付社債の発行

資本減少又は法定準備金の減少

株式の分割又は併合

取締役の選任又は解任

利益処分又は損失処理

(7)株式の併合又は分割、新株引受権等

第一回戊種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。第一回戊種優先株主には新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(8)己種優先株式への転換予約権

(イ)第一回戊種優先株主は、払込期日の翌日以降、第一回戊種優先株式1株に対して己種優先株式1株の転換比率で、第一回戊種優先株式の己種優先株式への転換を請求することができる。

(ロ)第一回戊種優先株式の転換により発行された己種優先株式に対する最初の優先配当金又は優先中間配当金は、転換の請求が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から同年3月31日までになされたときは同年1月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(9)優先順位

(イ)第一回戊種優先配当金及び第一回戊種優先中間配当金の支払は、他の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払と同順位とする。

(ロ)第一回戊種優先株式及び己種優先株式に対する残余財産の分配は、他の種類の優先株主に対する残余財産の分配に優先する。第一回戊種優先株式と己種優先株式に対する残余財産の分配は同順位とし、第一回戊種優先株式及び己種優先株式以外の各種の優先株式に対する残余財産の分配は同順位とする。

(10)己種優先株式の内容に関する事項

(イ)発行価額及び資本組入額

(a)発行価額

1株につき200円

(b)資本組入額

1株につき100円

(ロ)優先配当金

(a)利益配当を行うときは、己種優先株式を有する株主(以下「己種優先株主」という。)又は己種優先株式の登録質権者(以下「己種優先登録質権者」という。)に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、己種優先株式1株につき14円の利益配当金(以下「己種優先配当金」という。)を支払う。但し、

当該 3 月 31 日に終了する営業年度において下記(八)に定める己種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(b)非累積条項

ある営業年度において己種優先株主又は己種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(c)非参加条項

己種優先株主又は己種優先登録質権者に対し己種優先配当金を超えて配当は行わない。

(八)優先中間配当金

中間配当を行うときは、己種優先株主又は己種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、己種優先株式 1 株につき己種優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭(以下「己種優先中間配当金」という。)を支払う。

(二)残余財産の分配

(a)残余財産分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主又は己種優先登録質権者に対し、己種優先株式 1 株につき 200 円(以下「己種優先残余財産分配額」という。)を普通株主又は普通登録質権者に先立って支払う。

(b)非参加条項

己種優先株主又は己種優先登録質権者に対しては、上記(a)のほか残余財産の分配は行わない。

(ホ)買受・消却

いつでも、己種優先株式を買受け、これを消却することができる。かかる己種優先株式の買受け又は消却は、己種優先株式についてのみ、又は他の一又は複数の株式とともに行うことができる。

(ヘ)議決権

己種優先株式は、株主総会において議決権を有する。

(ト)種類株主総会決議事項

次の各号の事項につき、法令又は定款により要求される株主総会又は取締役会による決議のほか、己種優先株主の種類株主総会の決議をも要する。

(a) 定款の変更

(b) 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は営業の譲渡もしくは譲受

(c) 最終の監査済みの貸借対照表上の純資産の 5%以上の財産の処分又は譲受

(d) 株式の発行(優先株式の転換による株式を発行する場合を除く)、
新株予約権の発行又は新株予約権付社債の発行

(e) 資本減少又は法定準備金の減少

(f) 株式の分割又は併合

(g) 取締役の選任又は解任

(h) 利益処分又は損失処理

(チ)株式の併合又は分割、新株引受権等

- (a) 株式の併合又は分割を行うときは、普通株式及び己種優先株式ごとに、同時に同一の割合でこれを行う。
- (b) 株主に新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、己種優先株主には己種優先株式の、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (c) 株式の分割が行われたときは、己種優先配当金は、以下の式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{当該調整前の己種優先配当金}}{\text{己種優先配当金}} \times \frac{\text{分割による増加己種優先株式数}}{\text{分割後の己種優先株式数}}$$

- (d) 株式の併合が行われたときは、己種優先配当金は、以下の式によって算定された調整額を加えた額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{当該調整前の己種優先配当金}}{\text{己種優先配当金}} \times \frac{\text{併合による減少己種優先株式数}}{\text{併合後の己種優先株式数}}$$

- (e) 株主に新株の引受権を与えて新株発行を行ったときは、己種優先配当金は、以下の式によって算定された調整額を控除した額とする。なお以下の式で用いる己種優先株式の1株当たりの発行価額は、己種優先株式の分割、併合又はこれに類する事由があった場合には合理的な調整を行うものとする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{当該調整前の己種優先配当金} \times \frac{\text{新規発行の己種優先株式数}}{\text{己種優先株式の1株当たりの発行価額}} \times \frac{\text{己種優先株式の1株当たりの発行価額} - \text{新発行己種優先株式の1株当たりの払込価額}}{\text{己種優先株式の1株当たりの発行価額}}}{\text{増資後の己種優先株式数}}$$

- (f) 株主に新株予約権又は新株予約権付社債の引受権を与えて新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行ったときは、己種優先配当金は、上記(e)に定めるところに準じて適切に調整される。
- (g) 株式の分割が行われたときは、己種優先残余財産分配額は、以下の式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{当該調整前の己種優先残余財産分配額}}{\text{己種優先残余財産分配額}} \times \frac{\text{分割による増加己種優先株式数}}{\text{分割後の己種優先株式数}}$$

- (h) 株式の併合が行われたときは、己種優先残余財産分配額は、以下の式によって算定された調整額を加えた額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{当該調整前の己種優先残余財産分配額}}{\text{己種優先残余財産分配額}} \times \frac{\text{併合による減少己種優先株式数}}{\text{併合後の己種優先株式数}}$$

- (i) 株主に新株の引受権を与えて新株発行を行ったときは、己種優先残余財産分

配額は、以下の式によって算定された調整額を控除した額とする。なお以下の式で用いる己種優先株式の1株当たりの発行価額は、己種優先株式の分割、併合又はこれに類する事由があった場合には合理的な調整を行うものとする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{当該調整前の己種優先残余財産分配額} \times \text{新規発行の己種優先株式数} \times \frac{\text{己種優先株式の1株当たりの発行価額} - \text{新発行己種優先株式の1株当たりの払込価額}}{\text{己種優先株式の1株当たりの発行価額}}}{\text{増資後の己種優先株式数}}$$

(j) 株主に新株予約権又は新株予約権付社債の引受権を与えて新株予約権又は新株予約権付社債の発行を行ったときは、己種優先残余財産分配額は、上記(i)に定めるところに準じて適切に調整される。

(k) 上記(c)ないし(j)における調整額の算定については、除算を最後に行い、円位未満小数第三位は切り捨てる。

(リ)優先順位

(a) 己種優先配当金及び己種優先中間配当金の支払は、他の優先株式の優先配当金及び優先中間配当金の支払と同順位とする。

(b) 第一回戊種優先株式及び己種優先株式に対する残余財産の分配は、他の種類の優先株主に対する残余財産の分配に優先する。第一回戊種優先株式と己種優先株式に対する残余財産の分配は同順位とし、第一回戊種優先株式及び己種優先株式以外の各種の優先株式に対する残余財産の分配は同順位とする。

10. 新規発行による手取金の額及び使途

(1) 新規発行による手取金の額

発行総額	700,000,000,000 円
発行諸費用概算額	3,710,000,000 円
手取金の額	696,290,000,000 円

(2) 手取金の使途

当行の運転資金に充当する。

11. 発行年月日

上記 6.に定める払込期日の翌日

12. 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし。

13. 引受人の氏名又は名称

該当事項なし。

14. 募集を行う地域

該当事項なし。

15. 証券取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限等

該当事項なし。

16. 当該株券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

取得者、提出会社及び提出会社の親会社である株式会社UFJホールディングス(以下「UFJHD」という。)の間で平成16年9月10日付で締結された資本増強に関する協定書(以下「本協定書」という。)を締結した。本協定書における主な合意内容は以下のとおりである。

(1) 転換予約権行使の制限

(イ) 取得者は、以下に規定する事由(以下「本件転換予約権トリガー事由」という。)のいずれかが発生したとき(但し、取得者が合意した場合を除く。)以外は、上記9.(8)に定める転換予約権を行使しないものとする。

取得者及びUFJHD以外の者(取得者及びUFJHDが予め合意した者を除く。)が提出会社の株主となったとき。

UFJHDの株主総会又は取締役会において、UFJHDを当事者とする取得者以外の者との合併、株式交換、株式移転、会社分割又は営業譲渡の議案が承認されたとき。

UFJHDの取締役会においてUFJHDによる新株発行、新株予約権発行又は新株予約権付社債の発行の議案が承認されたとき。

UFJHDの発行する株券等(証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下同じ。)につき、()株券等保有割合(証券取引法第27条の23第4項に定義される。以下同じ。)が3分の1を超える者が現れたとき、又は()公開買付けが行われ、当該買付け後における当該買付者及びその特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に定義される。以下同じ。)の株券等所有割合(証券取引法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)の合計が20%を超える応募があったことが証券取引法第27条の13第1項に基づく公告又は公表により確認されたとき。

取得者とUFJHDとの合併の議案その他取得者とUFJHDとの統合に係る議案が、UFJHDのいずれかの種類株主総会に提出され、当該議案が承認されなかったとき。但し、UFJHDの普通株主総会において同一の議案が否決された場合を除く。

(ロ) 取得者は、本件転換予約権トリガー事由が発生した場合には、合理的な範囲で具体的に本件転換予約権トリガー事由に該当する事実を通知して、商法第222条ノ5の規定に基づき提出会社に対して上記9.(8)に定める転換予約権全部(一部は不可)を行使できるものとし、その場合には、商法第222条ノ6の規定に従って第一回戊種優先株式の全部の己種優先株式への転換の効力が発生するもの

とする。

(2)株式譲渡の制限

取得者及びUFJHDは、それぞれ相手方の事前の同意なく、その保有する提出会社の株式につき、第三者(子会社を含む。)に譲渡、担保差入れその他の処分を行わないものとする。

(3)取得者の売渡権及びUFJHDの買取権

(イ)以下に規定する事由が生じた場合、取得者は、その時点で保有する第一回戊種優先株式又は己種優先株式の全部(以下「取得者保有株式」という。)を、以下に規定する価額の対価の支払と引き換えに、UFJHD又はUFJHDが指名する第三者に対して売り渡す権利を有する。

UFJHDが本協定書上の表明保証(本協定書に定める一定の刑事訴追に関するものは除く。)・遵守事項・義務に、重大な点において違反した場合：取得者保有株式の取得価額に相当する価額の130%に相当する価額

上記(1)(イ)(i)に規定する事由が発生した場合又は同号(ii)に規定する公開買付けが行われ当該買付け後における買付者及び特別関係者の株券等所有割合の合計が3分の1を超える応募があったことが証券取引法第27条の13第1項に基づく公告又は公表により確認された場合：取得者保有株式の取得価額の100%に相当する価額に相当する価額に、本件累積配当額(下記(ハ)で規定する。)を加算した額

取得者とUFJHDとの合併の議案その他取得者とUFJHDとの統合に係る議案が、UFJHDのいずれかの種類株主総会に提出され、当該議案が2回連続で否決されたとき(但し、UFJHDの株主総会において同一の議案が否決された場合を除く。):取得者保有株式の取得価額の100%に相当する価額に、本件累積配当額を加算した額

取得者とUFJHDとの経営統合に関してUFJHD取締役会の提出する議案(以下、「UFJHD提出統合議案」という。)が、平成17年3月期の決算に係るUFJHDの株主総会において否決され、かつ、(i)UFJHD提出統合議案が、平成17年10月1日以後に開催されるUFJHDの株主総会において否決された場合、又は(ii)UFJHDと取得者以外の者との経営統合に関してUFJHD取締役会以外の者が提出する議案が、平成17年10月1日以後に開催されるUFJHDの株主総会及び当該議案について商法により要求される種類株主総会において承認された場合：取得者保有株式の取得価額の130%に相当する価額

(ロ)前項第4号に規定する事由が生じた場合、UFJHDは、自ら又はその指名する者を譲受人として、取得者がその時点で保有する取得者保有株式の全部を、取得者保有株式の取得価額に相当する価額の130%に相当する価額の対価の支払と引き換えに、取得者から買い取る権利を有する。

(ハ)本条において「本件累積配当額」とは、(i)本件株式の払込期日が属する営業年度以降、各営業年度に関し取得者保有株式につき支払われた利益配当金の額が当該

営業年度におけるその優先配当金の額に達しないときの不足額の累計額、及び(ii)本条に基づく売渡又は買取の実行日(以下「売渡・買取実行日」という。)の属する営業年度における取得者保有株式の優先配当金の額を、1年を365日としてその営業年度の初日から売渡・買取実行日までの日数で日割計算した額の合計額をいう。

17. その他の事項

提出日現在の発行済株式総数及び資本の額

発行済株式総数	普通株式	45億2,878万2,732株
	第一回優先株式	1,354万2,000株
	甲種第一回優先株式	2億株
	丙種第一回優先株式	1,698万9,000株
	丁種第一回優先株式	1億5,000万株
	丁種第二回優先株式	1億5,000万株
資本の額		8,435億8,279万1,310円

・ 割当先の概要

割当予定先の氏名又は名称		株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ	
割当株数		3,500,000,000株	
払込金額		700,000,000,000円	
割当先に関する事項	住所	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	
	代表者の氏名	取締役社長 畔柳 信雄	
	資本の額(注)	1,258,052百万円	
	事業の内容	銀行持株会社・証券持株会社	
	主要株主(注)	日本トラスティサービス信託(信託口) [6.32%] 日本マスタートラスト信託(信託口) [4.78%] ステートストリートバンクアット・トラストカンパニー [3.31%] ヒーローアンドカンパニー [2.75%] 日本マスタートラスト信託(明治安田生命保険退職給付口) [2.70%] 東京海上火災保険 [2.26%]	
割当先と当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数(注)	なし。
		割当先が保有している当社の株式の数(注)	なし。
	取引関係等	営業取引	なし。
		営業取引以外の取引	なし。
	人的関係	なし。	
当該株券の保有に関する事項		なし。	

(注)平成16年3月31日現在